

○岡崎市学校給食センター管理規則

昭和57年 4月15日

教育委員会規則第5号

改正 昭和57年12月 2日教委規則第9号

昭和59年 2月 8日教委規則第2号

昭和60年 3月 6日教委規則第3号

昭和61年 3月19日教委規則第1号

昭和63年 3月 4日教委規則第2号

平成 3年 4月12日教委規則第4号

平成 4年 4月 9日教委規則第2号

平成 4年 6月 5日教委規則第4号

平成 5年 3月30日教委規則第3号

平成 9年 2月 4日教委規則第19号

平成15年 3月31日教委規則第2号

(岡崎市公民館管理規則等の一部を改正する規則第4条)

平成19年 3月28日教委規則第2号

平成23年 3月18日教委規則第3号

平成23年12月21日教委規則第12号

平成24年 3月30日教委規則第6号

平成24年12月20日教委規則第10号

平成27年 7月28日教委規則第2号

平成28年 3月29日教委規則第2号

平成29年 3月29日教委規則第2号

(岡崎市教育委員会職員の職名及び補職名規則等の一部を改正する等の規則第3条)

令和 2年12月25日教委規則第6号

令和 3年 4月22日教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この教育委員会規則は、岡崎市学校給食センター条例(昭和45年岡崎市条例第60号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この教育委員会規則において「所管」とは、条例第3条に規定する岡崎市北部学校給食センター、岡崎市東部学校給食センター、岡崎市西部学校給食センター及び岡崎市南部学校給食センターが、条例第5条に規定する事業を実施する小学校及び中学校をいう。

(管理運営)

第3条 学校給食センターは、教育委員会がこれを管理運営する。

(所長)

第4条 条例第4条に規定する所長(次条において「所長」という。)は、上司の指揮監督を受け、所務を掌理し、及び所属職員を指揮監督する。

(所長補佐等)

第5条 学校給食センターに、所長補佐又は所長代理を置くことができる。

2 所長補佐は、所長を助け、及び上司の命ずる事務を処理し、並びに所長が不在のときは、その職務を代行する。

3 所長代理は、所長を助け、及び上司の命ずる事務を整理し、並びに所長が不在のときは、その職務を代行する。

(所管)

第6条 学校給食センターの所管は、次の表の左欄に掲げる学校給食センターの区分に応じて同表の右欄に掲げるとおりとする。

学校給食センター	所管	
岡崎市北部学校給食センター	小学校	岡崎市立連尺小学校、岡崎市立広幡小学校、岡崎市立井田小学校、岡崎市立愛宕小学校、岡崎市立常磐南小学校、岡崎市立常磐東小学校、岡崎市立常磐小学校、岡崎市立奥殿小学校、岡崎市立恵田小学校、岡崎市立細川小学校、岡崎市立岩津小学校、岡崎市立大樹寺小学校、岡崎市立大門小学校
	中学校	岡崎市立葵中学校、岡崎市立城北中学校、岡崎市立常磐中学校、岡崎市立岩津中学校、岡崎市立新香山中学校、岡崎市立北中学校
岡崎市東部学校給食センター	小学校	岡崎市立根石小学校、岡崎市立男川小学校、岡崎市立美合小学校、岡崎市立緑丘小学校、岡崎市立三島小学校、岡崎市立竜美丘小学校、岡崎市立竜谷小学校、岡崎市立藤川小学校、

		岡崎市立山中小学校、岡崎市立本宿小学校、岡崎市立生平小学校、岡崎市立秦梨小学校、岡崎市立上地小学校、岡崎市立小豆板小学校、岡崎市立豊富小学校、岡崎市立夏山小学校、岡崎市立宮崎小学校、岡崎市立形埜小学校、岡崎市立下山小学校
	中学校	岡崎市立甲山中学校、岡崎市立美川中学校、岡崎市立竜海中学校、岡崎市立東海中学校、岡崎市立河合中学校、岡崎市立竜南中学校、岡崎市立額田中学校
岡崎市西部学校給食センター	小学校	岡崎市立梅園小学校、岡崎市立六名小学校、岡崎市立矢作東小学校、岡崎市立矢作北小学校、岡崎市立矢作西小学校、岡崎市立矢作南小学校、岡崎市立城南小学校、岡崎市立北野小学校
	中学校	岡崎市立矢作中学校、岡崎市立矢作北中学校、岡崎市立六ツ美北中学校
岡崎市南部学校給食センター	小学校	岡崎市立羽根小学校、岡崎市立岡崎小学校、岡崎市立福岡小学校、岡崎市立六ツ美中部小学校、岡崎市立六ツ美北部小学校、岡崎市立六ツ美南部小学校、岡崎市立六ツ美西部小学校
	中学校	岡崎市立南中学校、岡崎市立福岡中学校、岡崎市立六ツ美中学校、岡崎市立翔南中学校

(休業日)

第7条 学校給食センターの休業日は、次の各号のいずれかに掲げる日とする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで
- (4) 前3号に掲げる日のほか、岡崎市立学校管理規則(昭和36年岡崎市教育委員会規則第3号)第6条に規定する学校の休業日等を勘案して教育委員会が必要と認める日

(会長)

第8条 条例第6条第1項の規定により設置する岡崎市学校給食センター運営委員会(次条及び第10条において「運営委員会」という。)に、会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第9条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年12月2日教育委員会規則第9号)

この教育委員会規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年2月8日教育委員会規則第2号)

この教育委員会規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年3月6日教育委員会規則第3号)

この教育委員会規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月19日教育委員会規則第1号)

この教育委員会規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年3月4日教育委員会規則第2号)

この教育委員会規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年4月12日教育委員会規則第4号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年4月9日教育委員会規則第2号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年6月5日教育委員会規則第4号)

この教育委員会規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則(平成5年3月30日教育委員会規則第3号)

この教育委員会規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則(平成9年2月4日教育委員会規則第19号)

この教育委員会規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成15年3月31日教育委員会規則第2号)

1 この教育委員会規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 この教育委員会規則の施行の際現にこの教育委員会規則第1条の規定による改正前の岡崎市公民館管理規則の規定に基づいて作成されている申請書は、同条の規定による改正後の岡崎市公民館管理規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成19年3月28日教育委員会規則第2号)

この教育委員会規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月18日教育委員会規則第3号)

この教育委員会規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年12月21日教育委員会規則第12号)

この教育委員会規則は、平成24年1月12日から施行する。

附 則(平成24年3月30日教育委員会規則第6号)

この教育委員会規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日教育委員会規則第10号)

この教育委員会規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年7月28日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成27年9月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月29日教育委員会規則第2号)

この教育委員会規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年12月25日教育委員会規則第6号)

この教育委員会規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月22日教育委員会規則第4号)

この教育委員会規則は、令和3年8月1日から施行する。